

令和3年度収入基準について

【収入基準の確認方法】

- 1.収入のある家族全員について前年(令和2年1月~12月)のそれぞれ収入額を算出する。
 - ・給与所得者については、源泉徴収票の支払金額(最左欄)の金額
 - ・以下の収入があるもの(給与以外の所得者)は、所得金額をもとに下記の計算式から算出した金額
(1)事業所得(自営業等)、(2)専従者給与、(3)各種年金、(4)分離課税所得(退職金・譲渡・利子等)
- 2.家族全員の収入額を合算し、世帯の総収入額を算出する。
- 3.自身の家庭区分における収入基準額を確認する。**※家族構成は、令和3年4月1日時点**

※収入基準額は、あくまでも申請時の基準です。選考基準は別に設けております。

【所得金額から収入額への計算式】

所得金額	計算式	=収入額
0 ~ 1,075,000	所得額 + 550,000	
1,075,001 ~ 1,180,000	所得額 - 100,000 × 10/6	
1,180,001 ~ 2,440,000	所得額 + 800,000 × 10/7	
2,440,001 ~ 4,840,000	所得額 + 440,000 × 10/8	
4,840,001 ~ 6,550,000	所得額 + 1,100,000 × 10/9	
6,550,001 ~	所得額 + 1,950,000	

◆奨学金(貸与型)、入学一時金、交通遺児育英会育英会奨学金

家族全員の前年の収入額を合算し、下記の収入基準額以下の場合、申請が可能です。

家庭区分	家族構成	家族数	収入基準額
両親のいる 家庭	両親、子等1人	3	5,343,000
	両親、子等2人	4	6,410,000
	両親、子等3人	5	7,353,000
	両親、子等4人	6	8,520,000
	両親、子等5人	7	9,714,000
	両親、子等6人	8	10,815,000
母子(又は 父子)家庭	母(又は父)、子等1人	2	5,067,000
	母(又は父)、子等2人	3	6,285,000
	母(又は父)、子等3人	4	7,413,000
	母(又は父)、子等4人	5	8,415,000
	母(又は父)、子等5人	6	9,645,000
	母(又は父)、子等6人	7	10,902,000

【奨学給付金については裏面参照】

◆奨学給付金

家族全員の前年の収入額が、苫小牧市準用保護世帯基準に基づいて算出した上限額を下回る方が申請可能です。上限額は、年齢、家族構成等により異なります。

下記は、モデル世帯における上限額(目安額)を例示しています。

家庭区分	家族構成	家族数	上限額 (目安額)
両親のいる 家庭	両親、大学生	3	4,720,000
	両親、大学生、高校生	4	5,400,000
	両親、高校生、中学生	4	5,790,000
	両親、大学生、高校生、中学生	5	6,350,000
	両親、高校生、中学生、小学生	5	6,440,000
	両親、高校生、中学生、小学生、5歳	6	7,010,000
	両親、大学生、高校生、中学生、祖父母	7	7,660,000
	両親、大学生、高校生、中学生、小学生、5歳	7	7,800,000
母子(又は 父子)家庭	母(又は父)、大学生	2	4,080,000
	母(又は父)、高校生	2	4,490,000
	母(又は父)、大学生、高校生	3	5,170,000
	母(又は父)、高校生、小学生	3	5,400,000
	母(又は父)、大学生、中学生	3	5,530,000
	母(又は父)、大学生、高校生、中学生	4	6,340,000
	母(又は父)、高校生、中学生、小学生	4	6,490,000
	母(又は父)、大学生、高校生、中学生、小学生	5	7,050,000
	母(又は父)、大学生、高校生、中学生、小学生、5歳	6	7,680,000

※ご自身の世帯の上限額を確認されたい方は、事務局までお問い合わせください。

※表の父・母の年齢は50歳の場合です。

※表の上限額は、勤労収入1人の場合です。